

岩手県告示第 1060 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	釜石市野田町一丁目 10 番 32 号	平成 18 年 8 月 28 日
株式会社 ケア・テック	盛岡市愛宕町 10 番 27 号	株式会社 ケア・テック 二戸営業所	二戸市堀野字長池 72 番地 4 渡辺ビル二階	二戸市福岡字上町 8 番地	平成 17 年 10 月 1 日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	釜石市野田町一丁目 10 番 32 号	平成 18 年 8 月 28 日

3 福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	釜石市野田町一丁目 10 番 32 号	平成 18 年 8 月 28 日

4 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	有限会社介護リフォームセンター	釜石市定内町三丁目 11 番 22 号	釜石市野田町一丁目 10 番 32 号	平成 18 年 8 月 28 日